

AGS-J慶弔金内規

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会(以下当協会という。)の慶弔金について定める。

(慶弔金支出金額)

第2条 慶弔金支出は次のように定める。

弔慰金(香典)

会員の死亡	30,000円
会員の配偶者	10,000円
会員の家族(一親等まで、つまり親、子供)	10,000円

弔電、花については、その都度配慮する。

見舞い金

会員の1ヶ月以上の入院	10,000円
-------------	---------

祝い金

会員の結婚	20,000円
-------	---------

第3条 この規定にない例外的な慶弔金支出については、理事の稟議、専務理事の決裁とする。

第4条 この規定の改廃は、AGSJ事務局で策定し、理事会承認をもって施行する。

第5条 この規定は2009年5月30日より施行する。

内規制定日 平成21年5月11日
理事会にて改定 平成25年9月 4日

一般社団法人日本アルパインガイド協会
事務局 局長 和田博文

